

静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月15日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第33号

静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告義務等)</p> <p>第23条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を知事に申告しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>2</u> 法第73条の4から第73条の7までの規定の適用がある不動産の取得をした者は、<u>前項</u>の規定により知事に申告する際、その適用があることを証するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を提出しなければならない。</p> <p><u>3</u> 法第73条の24第1項第1号、第2項第1号若しくは第3項、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項又は第73条の27の7第1項の規定の適用があることとなるべき不動産の取得をした者は、第1項の規定により知事に申告する際、その適用があることとなるべき理由を証するに足る書類を提出しなければならない。</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告義務等)</p> <p>第23条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を知事に申告しなければならない。<u>ただし、法第73条の18第1項ただし書に規定する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>2</u> <u>前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、同項各号に掲げる事項を申告させることができる。</u></p> <p><u>3</u> 法第73条の4から第73条の7までの規定の適用がある不動産の取得をした者は、<u>前2項</u>の規定により知事に申告する際、その適用があることを証するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を提出しなければならない。</p> <p><u>4</u> 法第73条の24第1項第1号、第2項第1号若しくは第3項、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項又は第73条の27の7第1項の規定の適用があることとなるべき不動産の取得をした者は、<u>第1項又は第2項</u>の規定により知事に申告する際、その適用があることとなるべき理由を証するに足る書類を提出しなければならない。</p> <p><u>5</u> (略)</p>

(不動産取得税の課税標準の特例)

第23条の3 法第73条の14第11項の条例で定める割合は、3分の2とする。

2 法第73条の14第12項の条例で定める割合は、3分の2とする。

3 法第73条の14第13項の条例で定める割合は、3分の2とする。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第25条 市町長は、法第73条の18第3項の規定により送付又は通知をする場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後における当該不動産の状況の変化その他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて知事に通知するものとする。

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

17 令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和6年3月31日以前に終了する各事業年度

(法第72条の26第1項ただし書又は法第72条の48第2項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、当該事業年度開始の日から6月の期間)に係る法人の事業税の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) (略)

(4) 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業次に掲げる金額の合計額

(7)～(9) (略)

(不動産取得税の課税標準の特例)

第23条の3 法第73条の14第12項の条例で定める割合は、3分の2とする。

2 法第73条の14第13項の条例で定める割合は、3分の2とする。

3 法第73条の14第14項の条例で定める割合は、3分の2とする。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第25条 市町長は、法第73条の18第4項の規定により送付又は通知をする場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後における当該不動産の状況の変化その他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を併せて知事に通知するものとする。

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

17 令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和6年3月31日以前に終了する各事業年度

(法第72条の26第1項ただし書又は法第72条の48第2項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、当該事業年度開始の日から6月の期間)に係る法人の事業税の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) (略)

(4) 法第72条の2第1項第4号に掲げる事業次に掲げる金額の合計額

ア～ウ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第23条の3及び附則第17項第4号の改正は、公布の日から施行する。
- 改正後の静岡県税賦課徴収条例第23条の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課す

べき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。